

## 第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

法規 12問 } 24問 1時間  
無線工学 12問 }

## 法 規

- [1] 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。
1. 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
  2. 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
  3. 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令解除の日から6箇月を経過しない者
  4. 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止期間終了の日から6箇月を経過しない者
- [2] 次の記述は、船舶に施設する無線設備について述べたものである。無線設備規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。
- 「船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その<sup>まは</sup>体<sup>の</sup>見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が  に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。」
1. 他の電氣的設備の機能
  2. 自動レーダープロットング機能
  3. 磁気羅針儀の機能
  4. 自動操舵装置の機能
- [3] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどうしていなければならないか。電波法施行規則の規定に照らし、次のうちから選べ。
1. 無線局に備え付ける。
  2. 携帯する。
  3. 通信室内に保管する。
  4. 通信室内の見やすい箇所に掲げる。
- [4] 無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどのような場合か。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。
1. 電波法に違反したとき。
  2. 日本の国籍を有しない者となったとき。
  3. 引き続き6箇月以上無線設備の操作を行わなかったとき。
  4. 免許証を失ったとき。
- [5] 無線局の免許人は、船舶局が遭難通信を行ったときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。
1. 無線検査簿にその事実を記載する。
  2. 速やかに海上保安庁の海岸局に通知する。
  3. 総務大臣に届け出て、無線局の検査を受ける。
  4. 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- [6] 無線局の免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。
1. 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
  2. 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
  3. 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。
  4. その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

## 第一級海上特殊無線技士試験問題

## 法 規

[7] 次の記述は、秘密の保護に関する電波法の規定である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1. 特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信
2. 特定の相手方に対して行われる無線通信
3. 特定の周波数を使用して行われる無線通信
4. 特定の周波数を使用して行われる暗語による無線通信

[8] 無線電話通信において、応答に際し概略10分以上経過しなければ通報を受信することができない事由があるとき、応答事項の次に送信することになっている事項はどれか。無線局運用規則の規定に照らし、次のうちから選べ。

1. 「お待ちください」及び呼出しを再開すべき時刻
2. 「どうぞ」及び通報を受信することができない理由
3. 「お待ちください」、分で表す概略の待つべき時間及びその理由
4. 「どうぞ」及び分で表す概略の待つべき時間

[9] 船舶局が安全信号を受信したときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。

1. できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
2. その通信が自局に関係のないものであってもその安全通信が終了するまで受信する。
3. その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。
4. 一切の通信を中止してその安全通信を終了するまで受信する。

[10] 次に掲げる事項のうち、入港中の船舶の船舶局の運用が認められない場合はどれか。無線局運用規則の規定に照らし、次のうちから選べ。

1. 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
2. 中短波帯（1,606.5kHzから4,000kHzまでの周波数帯をいう。）の周波数の電波を使用して通報を他の船舶局に送信する場合
3. 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
4. 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合

[11] 遭難通報を受信した船舶局は、直ちに誰にその通報を通知しなければならないか。無線局運用規則の規定に照らし、次のうちから選べ。

1. その船舶の責任者
2. 船舶局の免許人
3. 海上保安庁の海岸局
4. 適当な海岸局

[12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に应答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。」

1. 自国の領海で発せられた場合には
2. 公海で発せられた場合には
3. 自国の領海及び公海で発せられた場合には
4. いずれから発せられたかを問わず

平成21年10月期

## 第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

問題	正答
(1)	2
(2)	3
(3)	2
(4)	1
(5)	4
(6)	4
(7)	2
(8)	3
(9)	3
(10)	2
(11)	1
(12)	4